

目次

- 8 平成31年度 江別市の予算
- 12 えべつ未来づくりビジョン
- 14 【ごみコミえべつ】5374.jp をご活用ください
- 16 住宅取得を支援します
- 18 【春のイベント】こいのぼりフェスタ ほか
- 34 日本ハムファイターズ市民応援デー ほか

2019

4

vol.954

巻頭特集

最期の時まで、
愛し続ける

あつたかくて
きもちいくにや





特集

最期の時まで、愛し続ける



▲ 中川さんがハッチのために集めた犬用のお灸道具や酵素など

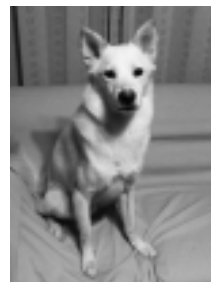
暖かな日差しと優しい家族に囲まれ、幸せそうに主人を見つめる犬。市内に住む中川昌幸さんと貴子さんの愛犬「咲さく」です。撫でられるのが好きな咲はいつも甘えるように擦り寄ってくるそうです。中川さんは、咲と出会う前、雑種犬のハッチという犬を飼っていました。ハッチは晩年、ヘルニアを発症し、後ろ脚を動かせなくなっていました。走り回ることが大好きだったハッチを思い、懸命に介護をした中川さん。効果があると言われた、犬用のお灸や鍼治療、酵素など、ありとあらゆる治療法を行ったそうです。「亡くなった当時は、悲しみばかりでとても辛かったです。思い返せば、楽しい思い出の方が多いですよ」と当時のことを思い出します。ハッチが亡くなり、しばらく

今月号の特集は動物愛護。動物と人がともに幸せに暮らしていくために必要なことを考えます。

そこへ保護犬の見学に訪れたのが、中川さんでした。中川さんと目が合った途端、咲は、まるで昔から知っていたかのようにお腹を見せ、しっぽを振って甘えたそうです。やっと、愛してくれる家族と巡り会えた瞬間でした。

野犬の子として生まれた咲は、生後2か月の頃、兄弟と共に保護されました。収容された行政機関では新しい飼い主が見つからず、動物保護団体に引き取られることになった咲。その後、一度は他の家庭にもられましたが、訳あって施設に戻され、新しい出合いを待っていました。

く犬のいない生活を送っていましたが、そんなとき、もう一度犬を飼いたいと思い、訪ねた動物保護団体で咲と運命の出合いを果たします。



▲ 中川家に来て数日の頃の咲ちゃん

人間の都合で処分される命

幸せを掴んだ中川家の咲も、かつては保護犬でした。保護され、保健所に収容された犬や猫は、どのような運命をたどるのでしょいか。

迷子、負傷、放棄

保健所に収容される犬や猫は、①迷子の状態で保護される、迷子犬猫 ②負傷し保護された犬猫 ③飼い主が直接放棄する犬猫の3種類に分けられます。

①の場合は、迷子として保健所で飼い主のお迎えを3日間待ちますが、お迎えがなかった場合、譲渡対象となります。殺処分となるかが検討されます。残念ながら、殺処分



▲犬の収容場。コンクリート製の室内には鉄製の輪が並び、ここに犬を繋留する。殺処分もここで行われている。



▲猫の収容場。2畳ほどの狭い室内にケージが並び

と判断された場合、最短で5日目に処分が行われます。

②の場合は、動物病院で最低必要な治療が施され、その後、迷子犬猫と同じ取り扱いになります。

③の場合は飼い主が判明しているの、即日、譲渡か殺処分の検討が開始されます。

どのような方法で殺処分されるのか

江別保健所では、麻酔薬を注射で投与する、安楽殺処分が行われています。

道内の保健所による殺処分数(下表)を見てみると、年々減少していますが、昨年一年間だけでも、犬と猫あわせて、708頭が殺処分されました。一日平均にしてみると、毎日約2頭が殺処分されているのが現状です。

また、保健所に持ち込まれた犬や猫は飼い主からの放棄が全体の15%も占めています。(下表) 保健所に持ち込むという事は、死と隣り合わせにする行為であることを忘れてはいけません。

社会意識の変化

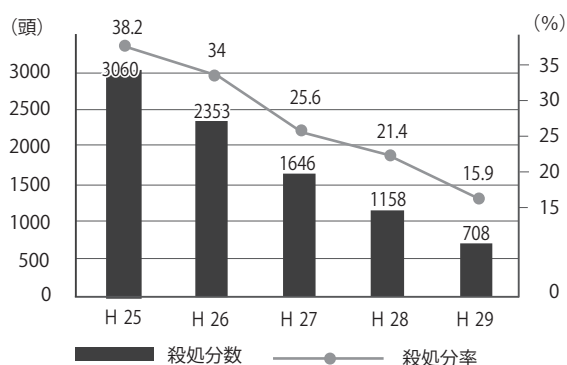
一方で、平成24年に動物愛護法が改正され、動物愛護に対する社会の意識も、少しずつ変化が生まれています。

動物保護団体の活動に広がりが見られたり、犬や猫を飼いたいと保健所に見に来る一般の方も少しずつ増えてきているそうです。

負傷猫として保護された“ぱんだ”。新しい飼い主との出会いを待っています。



殺処分数の推移



保健所に持ち込まれる犬猫の所在内訳

飼い主からの放棄 15%

犬・猫の引取り及び負傷動物の収容状況 (環境省平成29年度統計)

所有者不明 85%



認定NPO法人 HOKKAIDO しっぽの会
上杉 由希子 理事長

保健所に収容された犬や猫を保護し、新しい飼い主を探す活動や、動物愛護・福祉、適正飼育などを啓発する活動を行っている。

人も動物も、幸せに

HOKKAIDO しっぽの会の活動趣旨は、不幸な犬猫を1頭でも減らすこと。

言いかえれば、幸せな犬猫を1頭でも増やすことです。人間社会で暮らす彼らが幸せになるためには、共に暮らす人も幸せに共生できる社会を作っていくなければいけません。と考えています。

活動の両輪

平日は毎日、道内の保健所などに収容中の犬猫の情報をホームページに掲載し、行き場を失った犬猫の情報を多くの方にお伝えしています。実際に引き取り手のない犬

猫を保護する際は、動物福祉の観点から緊急性を考慮し、引き取りを行っています。

また一方で、目の前の1頭を救っていく活動と同時に、行政機関や獣医師会とも連携し、啓発活動やイベントなども開催しています。

ペットにとつての幸せ

犬や猫は、野生の生き物ではないので、人間に依存して生きています。

ペットとの暮らしをより良くするためには、その動物の特性や習性、健康、安全の確保などの動物福祉に配慮し、愛情をかけて飼育することが必要です。そのためには、適切な飼育方法を学び、実践す

▼インタビュー▲ 動物保護の現場から伝える

不幸な犬猫 を救いたい

ることが大切です。

動物と人が共生するには

動物の虐待や動物に関するご近所トラブルなどから感じることですが、私は動物が好きですが、動物嫌いの方を生み出している側面もあるのではないかと思えます。

たとえば、犬の散歩でふんを片付けない、犬が苦手な方がいるのにリードを長くする、ノーリードで公園を歩かせるといったマナーを守らない行為は周囲の人に良い印象を与えません。

動物が嫌いな方にも、動物が人間社会で生活していることは認めてほしいですが、動物が好きな方こそ、周囲の方



4

1 保健所での引き取りの場面。怯える犬を傷つけないよう慎重に保護する

2 保護した犬を動物病院へ運ぶ

3 小型犬や老犬専用の犬舎。怯えていた犬は落ち着きを取り戻していた

4 清掃が行き届いている中～大型犬の犬舎。適温が保たれている

5 猫舎。猫は1頭づつ3段ケージで飼育されている。感染症のある猫を隔離するスペースもある。

6 亡くなった犬猫たちを偲ぶスペース

7 酪農学園大学で行われた動物愛護フェスティバルではチャリティバザーが行われ、多くの方がしっぽの会のブースに集まった。



5



6



7



認定NPO法人
HOKKAIDO しっぽの会



夕張郡長沼町西1線北15

☎ 0123-89-2310

新しい飼い主を探している犬猫の情報・譲渡会・支援方法についてはホームページに掲載中です。

しっぽの会HPはこちら⇒



INTERVIEW

しっぽの会卒業生の家族に聞いてみたい！

保護犬との生活ってどう？

中川さんご家族に伺いました



——保護犬を飼ってみた感想は？

施設にいる犬や猫たちは心身ともに傷を負っている子が多いですが、職員の方が人間不信になっている状態をしっかりとケアされていて本当に感心しました。

咲は保護犬ですが人に慣れており、何も不安はありませんでした。困ったことがあってもすぐにしっぽの会に相談できるので、助かっています。

——咲ちゃんが来てから、家族や咲ちゃんに変化はありましたか？

うちに来た頃は痩せていましたが、今はすっかり筋肉もつき、お散歩も大好きになりました。私たち飼い主も運動量が増え、体力がついて健康になりました。また家の中に笑顔や会話が増え、毎日が楽しく、咲からたくさん幸せをもらっていると実感しています。

——生き物を飼うことをどう思う？

生き物を飼うことで、癒しや楽しさを得ることができます。でも、ただ寂しさを埋めたい、かわいいだけでは、生き物は飼えないと思います。病気で介護が必要になる場合もあります。自分の時間を費やしてでもお世話をしなければいけないし、もちろんお金も使います。ロボットではないので、しつけもしなければいけません。経済状況や自分の体力、家族の状況などを考え、飼うことができる状況かを見極めてほしいです。

生涯どれくらいの費用や手間がかかるかといった情報は、インターネットなどでも簡単に得ることができますが、動物を飼ったことがない人向けの、飼育に関する講習やお世話の体験ができる場がもっとあると良いかもしれませんね。



僕のお話ですかっ！？



を動物嫌いにしないように、マナーを守ってほしいです。動物と人が幸せに共生する社会とは、マナーを守り、お互いの存在を許容しあうという事ではないでしょうか。
ペットを飼っている人に伝えたいこと

ペットにとつて頼れるのは飼い主さんだけです。ペットの幸福は飼い主さんにかかっています。大切な家族の一員として終生大切に、行動や気持ちにも理解をもって接していただきたいです。

私たちは、飼い主がペットを安易な気持ちで飼育し、飼いきれなくなつて、手放す場面を何度も見てきました。ペットを飼うということは、その子の命や生涯に対して責任を持つということです。可愛い、癒しを与えてくれるといった、人間の一方的な想いだけを押し付けるのではなく、人間もペットのために、気持ちや行動について学び、適切な飼育環境や関わり方を実践するなど、双方が互いに必要な存在になれることが理想だと思います。

これからペットを飼う方へ
生涯、愛情と責任を持ち、動物の気持ちを考慮して飼育できるかを考えてください。
また、ペットを飼うには、ご自身の年齢や家族構成、経済状況や飼育環境など、ペットを終生適切に飼育できるか、多方面から考えなくてはなりません。
家族で十分に話し合い、生涯適切に飼育する自信が持てないのなら、飼育しないこともまた、立派なペットへの愛情ではないでしょうか。

活動の一部をご紹介します！



犬や猫の飼育で気をつけること

犬や猫を適正に飼育するとはどういうことなのでしょう。江別保健所の高橋さん、石狩振興局の北村さんに伺いました。



石狩振興局保健環境部
環境生活課 主査（動物管理）

北村 さやか さん

動物の飼い方は、動物愛護法で定められています。動物愛護法第7条では、ペットの飼い主の責務として、次の6つことが明記されています。①健康と安全の保持と迷惑防止 ②病気の知識と予防 ③逸走防止 ④終生飼養 ⑤繁殖制限 ⑥身元表示です。大きく分けると、「動物を健康で安全に飼養するこ

と」と「近隣などの社会に対する配慮」に分けられます。これらが果たされてはじめて、適正に飼養されているということになります。

近隣の迷惑になるような不適切な飼育を行っている場合は、保健所や市役所に通報が入り、行政が対応することがあります。

猫の飼育は室内で

猫の場合は室内飼育を推奨しています。外に出れば、交通事故や猫同士のけんかで亡くなる場合もありますし、虐待される場合もあります。近所の庭や畑を荒らしてしまつて、近隣の迷惑になる場合もあります。猫は室内に食べ物、安心して休める場所、十分に運動ができる場所などがある適切な飼育環境であれば、室内をテリトリーとして活動する必要があります。危険を冒して外に行く必要はありません。動物の習性をきちんと把握

して、周りにも迷惑をかけるないようにしてほしいと痛切に思います。

犬はしっかりしつけを

特に中型以上の和犬や大型犬は、しつけや人間との信頼関係が十分でないと、人間を傷つける恐れがあるため、飼う場合には注意が必要です。

小さいうちは飼育できても、大きくなってから飼いきれなくなり、保健所に持ち込まれるケースもあります。そのような場合は殺処分につながってしまうので、十分に検討してから飼ってください。

しつけに困る場合は、飼い主さんが責任を持ち、ドッグトレーナーを探するなど、しっかりと勉強してほしいです。

高齢の方による飼育について

江別保健所に持ち込まれる、放棄の犬猫は「飼い主の入院・急死」「飼い主の体調不良」などの理由が多く、高

齢の方による放棄がとも増えています。

年をとってから子犬や子猫を飼わないことや、あらかじめ、万が一のときの引き取り手を決めておくなど準備をしておいてほしいです。

動物愛護法の改正により、終生飼養の原則に反する場合など、保健所はすぐに引き取らない方針になりました。いざというときに慌てないように、まずは飼い主の方ご自身で準備をしてみてください。

保健所は犬や猫を収容する機関ですが、同時に殺処分をする場所でもあります。できるだけ、保健所に収容される不幸な犬猫が少なくなることを祈っています。

石狩振興局保健環境部保健行政室
（北海道江別保健所）
生活衛生課 主査（環境衛生）

高橋 理彩 さん



犬や猫の正しい飼い方をまとめた冊子を環境省が作成しています。ペットを飼っている方、これから飼おうと思っている方は、ぜひご覧ください。

WEB で内容を公開しています ▶



正しい飼い方
マスターしよう

犬と猫の飼い方

詳細 市民生活課 ☎ 011-381-1094



犬の登録 次の場合は登録が必要です

①新しく犬（生後91日以上、室内犬を含む）を飼ったとき

登録手数料／3千円 登録場所／市民生活課、市内動物病院

②江別市へ転入するとき ※他市町村で登録した飼い犬も必要

届出場所／市民生活課生活衛生係

必要な物／他市町村の登録が確認できる物

③市内で転居したとき、飼い主の変更・飼い主が

死亡したとき

連絡先／市民生活課生活衛生係 ☎ 381-1094



犬の飼育マナー

社会に受け入れられるようしつけをしましょう。特に「マテ」ができるようにしなくてはなりません。また、鳴き声や毛の飛散、排せつ物の放置などで地域に迷惑をかけてはいけません。

散歩のマナー

最低限の持ち物：ふん処理用の袋、汚れを落とすための水

- 必ず2m以内のリード（引き綱）をつけましょう
- 公共の場所や他の家の前で排せつしないようにしましょう
- 散歩中に排せつしたら、ふんは必ず持ち帰り、水で汚れや臭いを落としましょう



犬の放し飼いはNG！

飼い犬を外に連れ出すときは、鑑札や迷子札など身元が分かるものを首輪やリードにつけましょう。外飼いの場合は、自宅の敷地外に逃げ出さないよう、チェーンなどでつないでください。

年に1度予防接種を！

年1回、狂犬病の予防注射が義務づけられています。動物病院や市の集合注射で接種できます。

※集合注射の日程は広報えべつ6月号でお知らせします。

※市外の動物病院で予防注射を受けた場合は、市民生活課で「注射済票」の交付手続きが必要です。

必要な物：予防注射を受けた証明書、交付手数料 550円



猫の飼育マナー



猫は室内で飼いましょう。室内で飼育する場合でも、子猫が生まれることを望まない場合は不妊、去勢手術をしましょう。

野良猫へのえさやりは責任をもって

野良猫にエサを与え続けることは、飼い主と同じ責任を負うこととなります。エサを与えるのであれば、責任を持って飼い主になりましょう。



身元表示しましょう

ペットは住所や名前を言うことはできません。突然の災害や脱走に備えて、日頃から迷子札やマイクロチップなどで身元表示をしておくことが必要です。

市では放浪犬を捕獲しています 飼い犬には必ず鑑札や迷子札を



猫も迷子札など身元表示を

大きな音に驚いたときなど、思わぬきっかけで迷子になることもあります。

